

香川県介護福祉士等修学資金貸付要領（平成21年4月15日）

（平成23年12月1日一部改正）

（平成25年1月15日一部改正）

（平成25年8月19日一部改正）

（平成26年9月3日一部改正）

（趣旨）

第1条 この要領は、香川県介護福祉士等修学資金貸付要綱（平成21年4月15日）（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（要領で定める業務等）

第2条 要綱第3条第1項に規定する「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、国立療養所等」には、国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。

2 要綱第3条第1項の要領で定める業務は、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務とする。

（貸付けの申請手続）

第3条 修学資金（要綱第1条に規定する修学資金をいう。以下同じ。）の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、香川県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

一 住民票の写し

二 養成施設等（要綱第2条に規定する養成施設等をいう。以下同じ。）の長の推薦書（第2号様式）

三 第5条第2項の加算を希望し、かつ、養成施設等に入学する前の者は、前号の推薦書に替えて福祉事務所の長等が発行する生活保護受給証明書等

四 その他会長が必要と認める書類

2 前項の修学資金貸付申請書の提出期限は、毎年、会長が定める。

（貸付けの決定）

第4条 会長は、前条第1項の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、適当と認めたときは、修学資金の貸付けを決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により修学資金の貸付けを行うこと又は貸付けを行わないことを決定したと

きは、前条第1項の規定による申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。

(修学資金の額及び貸付けの方法)

第5条 修学資金は、月額5万円以内とする。

ただし、貸付けの初回に入学準備金として20万円以内を、最終回に就職準備金として20万円以内を、それぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限り。）加算することができる。

2 貸付対象者が、生活保護受給世帯から養成施設等に入学し、在学する者である場合又は生活保護世帯に準ずる経済状況にある者として香川県知事が必要と認めた者である場合には、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を加算することができるものとする。なお、年齢及び居住地が同一の者に係る生活費加算額は、同一年度において同額とし、貸付期間中は、加齢や転居等による見直しは行わないものとする。

3 修学資金の交付は、分割又は月決めの方法により交付するものとする。

(連帯保証人)

第6条 要綱第4条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けようとする者が立てなければならない連帯保証人は、1人以上とする。

2 前項の連帯保証人は、成人の者で独立の生計を営む者でなければならない。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年であるときには、連帯保証人の内1人は、その法定代理人でなければならない。

3 修学資金の貸付けを受けた者が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(借用証書及び誓約書の提出)

第7条 修学生（要綱第5条第1項に規定する修学生をいう。次条及び第12条において同じ。）

は、修学資金の貸付決定を受けたときは、決定通知を受けた日から15日以内に修学資金借用書（第3号様式）及び誓約書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に修学資金借用書及び誓約書を提出しない者は、修学資金の借受けを辞退したものとみなすものとする。

(返還の債務の免除の申請等)

第8条 要綱第6条第1項又は第2項の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（第5号様式）に、返還の債務の免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による免除の申請があつた場合において、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、当該申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。

- 3 修学生が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合で本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると会長が認めた場合、要綱第6条第1項第1号に規定する「養成施設等を卒業した日」を、「養成施設等の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。
  - 4 介護福祉士又は社会福祉士資格取得者が要綱第3条第1項に規定する業務(以下「業務」という。)に従事することができなかつた場合であつて、養成施設等卒業後1年以内に業務以外の職種に採用された者については、本人の申請に基づき業務に従事する意思があると会長が認めた場合、要綱第6条第1項第1号及び第7条第2号に規定する「養成施設等を卒業した日から1年以内」を、「養成施設等を卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。
  - 5 要綱第6条第1条第1号に規定する「他種の養成施設等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であることとする。(要綱第8条第2号において同じ。)
  - 6 要綱第6条第1項第1号に規定する「その他やむを得ない事由」は、業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であることとする。(要綱第8条において同じ。)
- (業務従事期間の計算)

第9条 要綱第6条第1項から第3項までに規定する業務従事期間の計算は、業務の従事を開始した日の属する月から業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。ただし、業務に従事しなくなった日の属する月に再び業務の従事を開始したときは、その月は、1月として計算するものとする。

- 2 修学資金の貸付けを受け、要綱第6条第1項の規定による修学資金の返還の免除を受ける前に、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事しなくなった者で、当該理由がなくなった後、直ちに業務に従事したものは、同項の規定の適用については、先の業務従事期間と後の業務従事期間とを通じ、引き続き業務に従事した者とみなす。
- 3 前2項に規定するもののほか、業務従事期間の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(返還の方法)

第10条 要綱第7条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、同条各号のいずれかに該当する理由が生じた日(第8条第1項の規定による返還の債務の免除の申請をした場合にあつては、同条第2項の規定による通知を受けた日)から起算して15日以内に、当該修学資金の返還の方法その他会長が必要と認める事項を記載した計画書を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の計画書を提出した者は、当該計画書に係る修学資金の返還の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、会長の承認を受けなければならない。
- 3 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

(返還の債務の履行猶予の申請等)

第11条 要綱第8条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資

金返還猶予申請書（第6号様式）に、返還の債務の履行の猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申請があった場合において、必要な事項を審査し、修学資金の返還の債務の履行を猶予することを決定したときは、当該申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。

（届出等）

第12条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
  - 二 退学したとき。
  - 三 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
  - 四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
  - 五 復学したとき。
  - 六 修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
  - 七 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更のあったとき、又は保証人が死亡したとき保証人に破産の宣告その他保証人として適当でない理由が生じたとき。
- 2 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。
    - 一 前項第一号又は第七号に該当するとき。
    - 二 介護福祉士又は社会福祉士の登録を受けたとき。
    - 三 業務の従事を開始したとき、若しくは従事している業務について変更があったとき、又は業務に従事しなくなったとき。
  - 3 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、第1項第7号又は前項第1号の事由により保証人を変更するときは、会長の承認を得なければならない。
  - 4 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、その遺族又は保証人は、速やかに、その旨を会長に届け出なければならない。
  - 5 修学資金の貸付けを受けた者は、毎年4月1日現在における就業状況について、就業状況報告書（第7号様式）により、当該年の4月15日までに、会長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

改正後の要領は、平成23年11月21日から適用する。

改正後の要領は、平成24年11月30日から適用する。

改正後の要領は、平成25年8月19日から適用する。

改正後の要領は、平成26年9月3日から適用する。

(別表)

(単位：円)

| 年齢    | 級 地 区 分 |        |        |        |        |        |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 1級地-1   | 1級地-2  | 2級地-1  | 2級地-2  | 3級地-1  | 3級地-2  |
| 19歳以下 | 42,080  | 40,190 | 38,290 | 36,400 | 34,510 | 32,610 |
| 20～40 | 40,270  | 38,460 | 36,650 | 34,830 | 33,020 | 31,210 |
| 41～59 | 38,180  | 36,460 | 34,740 | 33,030 | 31,310 | 29,590 |
| 60～69 | 36,100  | 34,480 | 32,850 | 31,230 | 29,600 | 27,980 |
| 70歳以上 | 32,340  | 31,120 | 29,430 | 28,300 | 26,520 | 25,510 |

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第百五十八号）」に準ずる。